

## 契約等の手続きについて

「スタートアップ総合支援プログラム（SBIR 支援）」では、単独の研究機関で実施する場合と、複数機関で構成する研究グループによって実施する場合があります。以下では、研究グループによって実施する場合（コンソーシアムを設立する場合。以下「コンソーシアム方式」という。）の委託契約について記します。

### 【別添1】本プログラムの実施体制（イメージ図）

(1) コンソーシアム方式の契約に当たっては、コンソーシアムの代表機関が生研支援センターと委託契約を締結します（生研支援センターと個々の機関が契約する方式ではありません）。代表機関は、公募要領3（1）の「応募者の要件」を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、代表機関が中心となって、契約単位としてのコンソーシアムを設立していただきます。研究費は、各研究機関等が責任をもって執行していただきます。

#### 【コンソーシアムの設立方式】

- ① 委託事業を実施すること等について規約を策定し、コンソーシアムを構成する研究機関等の同意を得る方法（規約方式）
  - ② 委託事業を実施すること等について、コンソーシアムを構成する各研究機関等が協定書を交わす方法（協定書方式）
  - ③ 委託事業を実施すること等について、コンソーシアムを構成する各研究機関等の間で共同研究契約を締結する方法（共同研究方式）
- ※ ウェブサイトに規約等のひな形を掲載している（参考1～参考3）ので、必要に応じてご参照ください。

(2) 代表機関の主な業務は次のとおりです。

- ① 生研支援センターとの委託契約の締結
- ② 生研支援センターへの委託事業に係る資金の請求及びその受領
- ③ コンソーシアムの構成員（共同研究機関）への資金交付
- ④ 生研支援センターへの委託契約の変更・中止申請
- ⑤ 委託研究課題に係る研究の企画立案及び進行管理、成果の取りまとめ
- ⑥ コンソーシアムにおける委託事業に係る資金の使用についてコンプライアンスの確保、資金の適正な執行管理
- ⑦ 研究成果に関し、構成員に特許権等の取得を促すこと
- ⑧ 生研支援センターへの研究成果報告書、特許権等出願（ただし、コンソーシアム解散後は各権利者が直接実施）や許諾等に係る事前申請書等、委託契約書に基づく各種報告書及び事前申請書の提出

- ⑨ 構成員から提出された実績報告書（収支決算等）の内容確認及び取りまとめ
- ⑩ 生研支援センターへの実績報告書（収支決算等）の提出
- ⑪ 委託事業の成果の普及・活用状況についての追跡調査に係る報告

(3) 本プログラムでは、生研支援センターが必要と認めた場合に限り、代表機関とは別に生研支援センターとの委託契約業務や経理執行業務を担う機関（以下「研究管理運営機関」という。）を設置できます。

#### [研究管理運営機関を設置できる例]

- ・ 研究代表者が地方公共団体に所属し、研究の実施に当たって事前に予算措置を要する等の特殊性から、契約等の手続きを行うことが困難と認められる場合
- ・ 大学発スタートアップや地方公共団体発スタートアップ等を設立済で、当該法人が代表機関になる（当該法人が応募研究課題に係る事業化に取り組む）ものの、法人設立から日が浅い等の理由により、委託契約・経理処理等の事務管理体制が整っておらず、これらの業務を行うことが困難と認められる場合

#### [研究管理運営機関の要件]

研究の管理運営のみを行う機関が研究管理運営機関となる場合は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 日本に登記されている法人であること。（個人は不可。）
- ② 以下のアからキまでの全ての能力・体制を有していること。
  - ア コンソーシアムを設立し、生研支援センターとの委託契約を締結できる能力・体制を有する
  - イ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有する
  - ウ 委託事業費の執行に係る区分経理処理など、適正な執行管理体制及び処理能力を有する
  - エ 研究成果の普及、共同研究機関との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制を有する
  - オ 生研支援センターとの委託契約を締結できる能力・体制を有する
  - カ 研究代表者と一体となって研究を推進することができる範囲の地域に所在する機関であること
  - キ 原則、生研支援センター又は他の公的機関との委託契約の実績を有し、委託契約手続きを円滑に行うことができる能力・体制を有すること
- ③ 委託契約の締結に当たり、生研支援センターが提示する委託契約書に合意できること。
- ④ 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。
- ⑤ 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。提案書提出時に本資格を未取得の者も、応募は可能ですが、委託契約までに取得できなかった場合は採択を取り消しますので、速やかに申請を行ってください。

また、共同研究機関が研究管理運営機関となる場合は、以下の全ての要件を満たすこと必要です。

- ① 日本に登記されている法人であること。（個人は不可。）
- ② 主たる研究開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。
- ③ 研究実施に必要な以下の要件を満たす機関（研究機関）であること。
  - ア 研究開発を円滑に実施するための研究体制、研究員、設備等を有する
  - イ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有する
  - ウ 委託事業費の執行に係る区分経理処理など、適正な執行管理体制及び処理能力を有する
  - エ 研究成果の普及、共同研究機関等との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制を有する
  - オ 生研支援センターとの委託契約を締結できる能力・体制を有する
- ④ 委託契約の締結に当たり、生研支援センターが提示する委託契約書に合意できること。
- ⑤ 本プログラムに関わる者に関して、前職の離職時に前職と結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと。
- ⑥ 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。
- ⑦ 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。提案書提出時に本資格を未取得の者も、応募は可能ですが、委託契約までに取得できなかった場合は採択を取り消しますので、速やかに申請を行ってください。

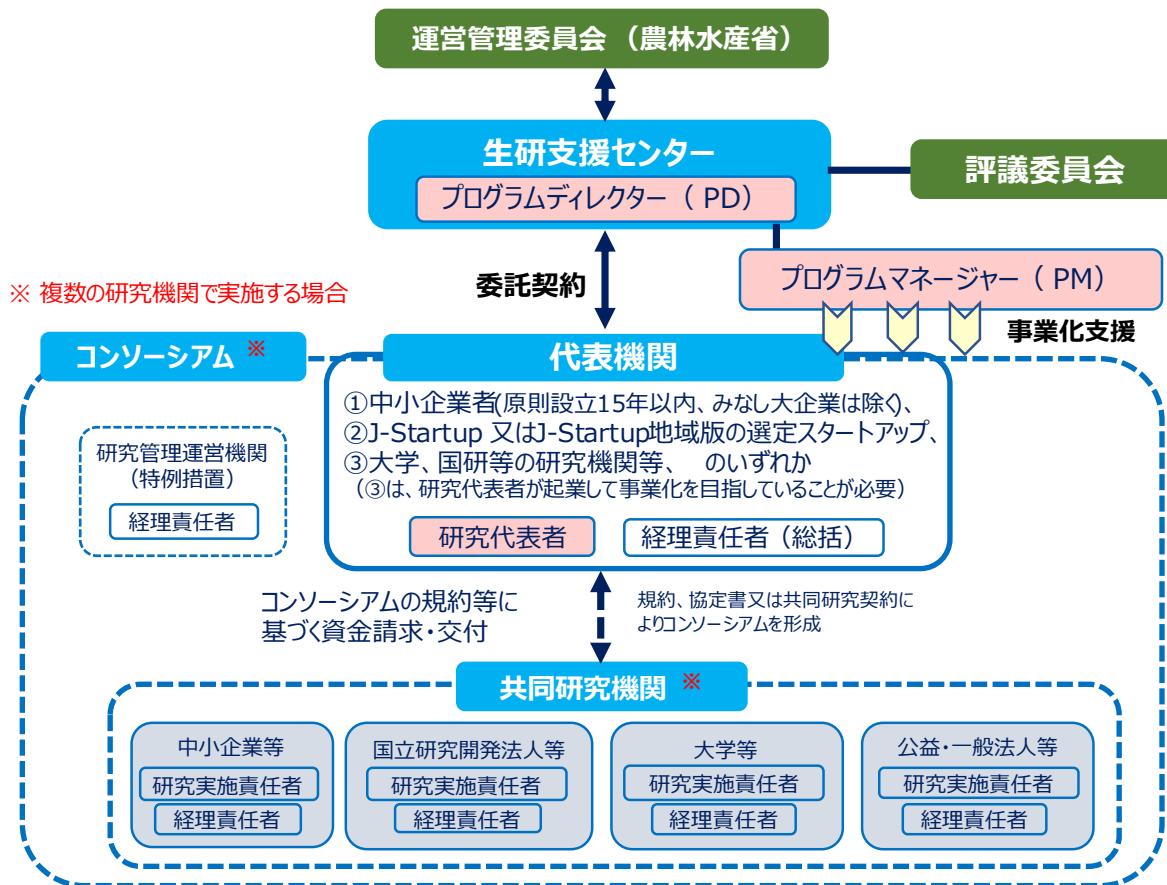
なお、この措置は特例措置であることから、希望する場合は、その理由を応募書類（提案書別紙7）に記載するとともに、応募者の経理責任者の承認を必要とします。

【別添1】本プログラムの実施体制（イメージ図）

【別添2】公募から委託契約締結までの事務の流れ

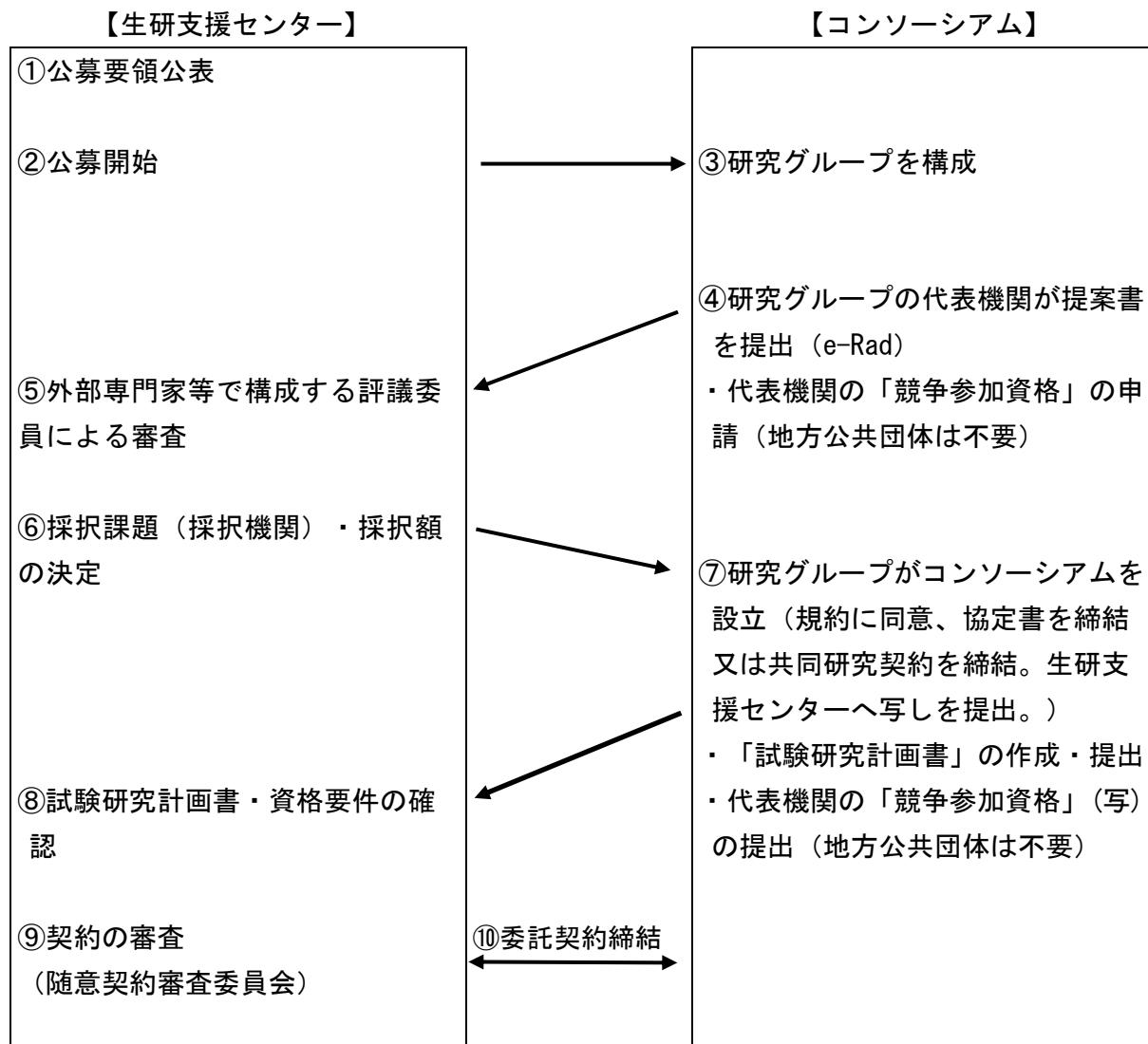
【別添3】委託契約締結から額の確定までの事務の流れ

## 本プログラムの実施体制



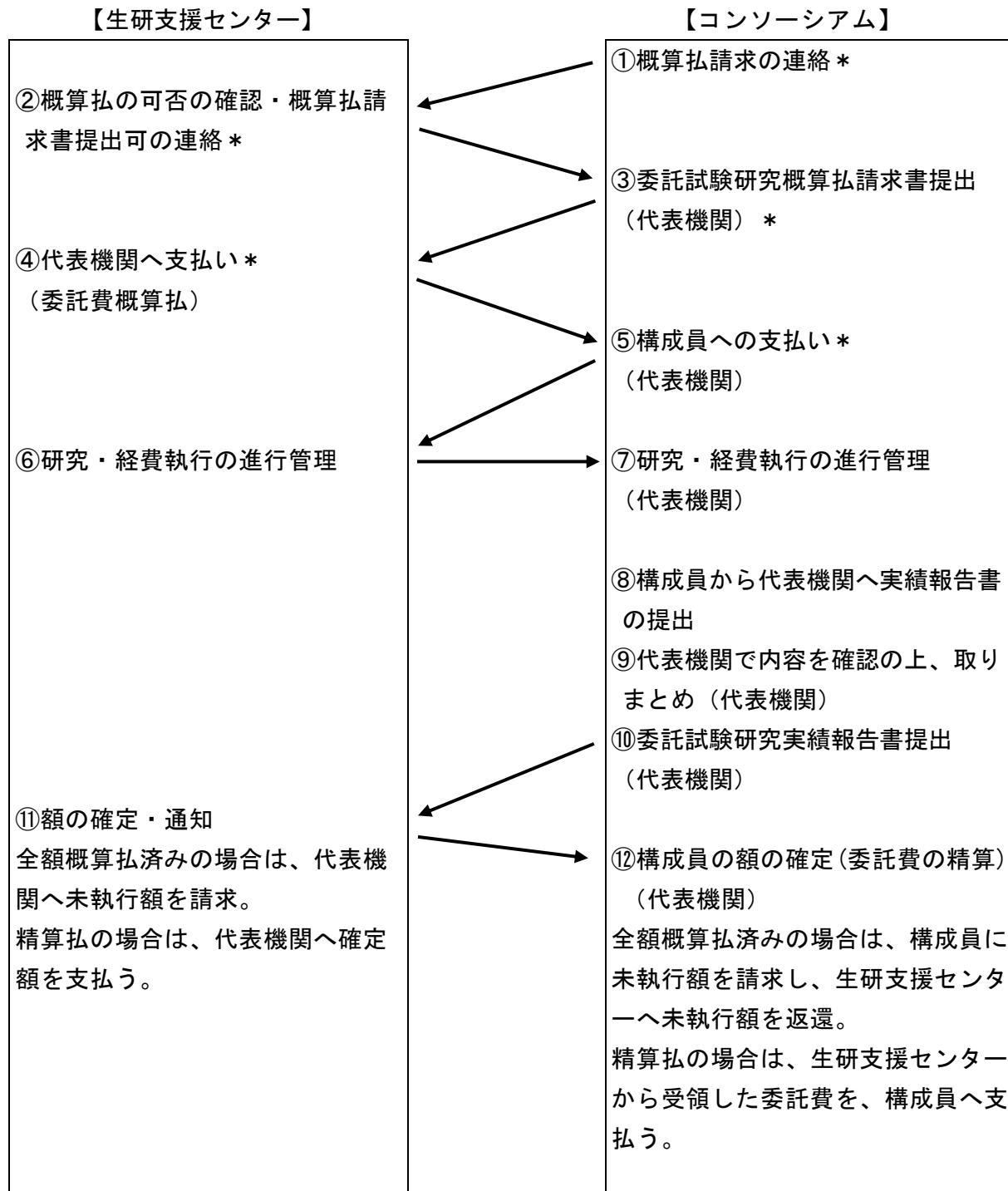
【別添2】

公募から委託契約締結までの事務の流れ



※ 契約に当たり、生研支援センターの「随意契約審査委員会」で審査を行います。採択の決定後であっても審査に必要な書類の提出を求める場合がありますので、生研支援センターから提出の指示があれば、速やかに提出してください。

#### 委託契約締結から額の確定までの事務の流れ



※ 生研支援センターは、経費の執行管理を確認するため、研究実施期間中、現地に出向いて経理調査を行うことがあります。

※ \*は、概算払の場合のみ行う事務手続きです。